

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成28年11月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成24年4月1日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、研修期間を経て同年6月からB部（C課にファイナンシャルコーディネーター（以下「FC」という。）として配属され、平成25年度（年度は3月25日からの1年間。以下同じ。）からB部D課（以下「D課」という。）に異動となり、平成26年度からD課のチーフFCとして、担当企業の従業員に対し保険の募集等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成26年5月2日、E医療機関に受診したところ「うつ病」と診断された。請求人によると、平成26年度に着任したD課リーダーFから、同年4月以降、毎日のように叱責され、Fの前では声が出なくなり、手指も動かせなくなったなどという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年1月30日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

- (1) 請求人は、精神障害の発病の有無及び発病時期について、平成26年10月頃、精神障害（うつ病）を発病した旨主張している。

これに対し、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成28年11月18日付け意見書において、平成26年4月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨の意見を述べているところ、請求人が同月終わり頃に体調の異変を感じて、同年5月2日にE医療機関に受診した経緯等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、以下、認定基準に基づいて検討する。

- (3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事について、請求人は、①恒常的に長時間労働があった、②嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、③ノルマがあったなどと主張しているため、以下検討する。

- (4) 長時間労働があったとの主張について

ア 会社に対し、審理のための処分として、請求人の活動手帳の提出を求め、労働時間の管理状況等について報告を徴したところ、会社は、平成30年12月17日付け回答書において、要旨、次のとおり述べている。

(ア) 請求人の活動手帳は、廃棄済みである。

なお、当審査会において、会社から提出された活動手帳の見本をみたところ、朝礼メモ、営業活動状況（時間、訪問先、用件・提案、活動結果・メモ等）、顧客対応状況（顧客名、エリア、用件・メモ等）、活動の振り返り・メモ等、リーダー及び拠点長からのメッセージなどの記入欄が認められた。

(イ) 出退勤管理について

- a 会社営業部では、営業職員がPCからログインし、「出社登録」及び「帰社登録」を実施することでおよその出社時刻及び帰社時刻を把握している。「出社登録」については、午前6時から午後5時59分までにPCからログインした時刻を「出社登録」としてシステム上管理し、「帰社登録」については、午後4時から午後8時までにPCからログインした時刻を「帰社登録」としてシステム上管理している。上記以外の時間帯については、システム上「出社登録」及び「帰社登録」を管理していない。
- b 営業職は保険募集を主たる職務としている職制であり、午前6時以前や午後8時以降といった時間に営業活動を実施するために会社に来ることを求めていること、午前9時以前及び午後5時以降の活動の指示や、会社内外を合わせて所定労働時間である7時間を超えることが見込まれる活動の指示を、管理監督者から営業職員に行うことも禁止していることから、上記時間帯については管理外としている。

(ウ) 労働時間の把握方法について

- a 営業職員については、労働時間の管理が困難であることから、みなし労働時間制を採用しており、訪問先から帰社しそのまま勤務する場合は、その時刻を職員のPCから日々入力させて把握している。
- b また、土・日・祝日の勤務については、「本人希望に基づく営業職員からの申請」及び「翌月曜日（遅くとも金曜日まで）の振替休日取得」を前提として、振替勤務を実施している。
- c さらに、会社は、平日の所定労働時間（7時間）を超える勤務及び土・日・祝日の勤務を原則禁止とし、管理者から営業職員に対し業務指示を出すことを禁止している。

イ 請求人の労働時間について

(ア) 原処分庁は、請求人は、みなし労働時間制が適用されており、午前9時20分から午後5時20分まで業務に従事し、休憩時間を1時間取得していたことを前提に、労働時間の認定を行っているとは認められる。

(イ) 請求人は、勤務判定リストに記録されている帰社時刻については、当該時刻に営業所に居たことが分かるにすぎず、このようなあいまいな記録から長時間労働は認められないとした監督署長の判断は誤りであると主張している。

また、請求人は、平成30年9月29日付けでSNSを基に作成した労働時間集計表を提出し、原処分庁の認定した労働時間と毎月30時間以上の差があると主張している。

この点、Fは、申述において、「午後8時に退勤する際に、請求人に声掛けすることがあった。」と述べていることから、請求人は所定終業時刻以降も業務を行っていた可能性は否定できないものの、前記の請求人作成の労働時間集計表をみても最大でも月当たり60時間程度である。

また、一件記録をみても、労働時間集計表に記載された労働時間の業務内容など、業務の実態を裏付ける証拠はないことから、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 小 括

請求人の主張につき、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事のうち、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討するも、担当業務の内容の変更等により、仕事内容、仕事量の大きな変化があった事情も認められず、その総合評価は「弱」と判断する。

(5) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたとの主張について

ア 請求人は、平成26年4月以降、Fから、暴言、暴行、叱責等があり、営業に出ている時間以外は事務所でみんながいる前で怒られ、その内容は、人格否定的なものであった、契約が取れないなら休日返上で活動しろと毎週言われ、アポが入っていないと、なぜアポがないのかを事務所にいるときや電

話で詰められたなどと主張している。

イ 一方、Fは、要旨、「請求人に業務指導を行っていた。叱った後は、叱った理由を説明し、褒めることもしていた。」、「請求人に顧客の管理シートをポンポンと指で指し示すことはあったが、机を叩いたり、ペンケースを投げつけたりすることはなかった。」、「土・日・祝日に顧客の都合でアポをとり訪問することはまれにあるが、請求人に休日に活動するよう強要はしていない。請求人が自主的に言って来られたので止めることができなかった。」などと申述しており、請求人とFの言い分が食い違っている。

ウ そこで、Fの請求人に対する業務指導の状況等についてみると、次のとおりである。

(ア) Fは、D課法人職域リーダーとして、チームの一員である請求人に対し、育成・管理を担当する者であり、請求人は、Fの指揮・監督の下、業務に従事する者であった。

(イ) Fは、チーム員に対し、朝礼後と午後に個別面談を実施しており、その際、請求人に対し業務指導を行っていたところ、会社関係者の申述からは、Fが大声を出したり、叱責等をしていた事実は確認できない。

(ウ) 会社では、請求人が休日に顧客の都合でアポをとり自宅を訪問しても、システム上出勤と判定されないが、訪問前と訪問後にリーダーに連絡をとることになっていた。

(エ) 請求人とFのSNSのやり取りなどをみると、Fが請求人に対し、早朝や深夜の時間帯、休日にSNSやメール、携帯電話で、業務指示や指導、連絡等を行っていたことが認められる。

エ 小 括

以上の事情に照らすと、Fから請求人に対し暴行や暴言、叱責があった事実は確認できないものの、早朝や深夜の時間帯、休日にSNSやメール、携帯電話で業務指示や指導、連絡等（以下「業務指導等」という。）を行ったことなどを請求人が嫌がらせやいじめと受け止めたものとみることができ、これらの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するものとして検討するのが相当である。

そうすると、Fの請求人に対する業務指導等は、労働時間及び休日に関する配慮が欠如していると認められるが、請求人の人格や人間性を否定するような言動があった事実を裏付ける会社関係者の申述もないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(6) ノルマがあったとの主張について

ア 請求人は、毎月のノルマは目標という位置づけだったが、目標が達成できていない職員は人権がないような扱いだったなどと主張している。

イ この点、会社関係者は、要旨、「目標は強制されておらず、目標を達成しなくても、給与が減額されることはなく、罰則等もなかった。」、「目標が達成できなかった場合に、何年か先の昇格に影響する場合はあるかもしれない。」と申述している。しかし、四課においては、平成25年度の年責が未達成であり、平成26年度は年責を達成することが重点課題の1つであったと考えられること、新たにチームのリーダーに着任したFは、着任直後から、請求人に対して、目標の達成を求める内容の発言を行ったり、労働時間及び休日に関する配慮を欠いた業務指示を行ったりするなどしていたことから、Fは、年度当初からチームの業績を上げるために、請求人に対しても具体的な契約の獲得や目標の達成を求めているものと認められる。

この点、Gが、要旨、「Fから請求人へのSNSログで確認した内容では、『恋人の友達にでも頼み込んで契約をもらいなさい。』というようなことが書かれていたことから、不適切ということで厳しく指導を行った。」と述べていることとも整合する。

ウ 小 括

そうすると、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、請求人はFから目標の達成を求められていたと推認されるが、会社関係者の申述から、目標が達成できない場合にもペナルティはなかったと考えられることから、その総合評価は「中」と判断する。

(7) 昇格したとの主張について

請求人は、平成26年度からチーフに昇格しており、同出来事は認定基準

別表1の具体的出来事「自分の昇格・昇進があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当し、請求人の同期はほぼ全員チーフに昇格していたことから、その総合評価は「弱」と判断する。

(8) クーリングオフがあったとの主張について

ア 請求人は、平成26年4月25日の夕方、顧客が契約を渋っていたのに、Fが強引に顧客に契約書への署名をさせたところ、翌日に当該顧客からクーリングオフの申出があり、請求人は謝罪せざるを得なかったのみならず、Fの行為は社内のコンプライアンス違反にも当たるなどと主張している。

イ この点、Fは、クーリングオフをした顧客について心当たりはないと申述しているが、SNSのログをみると、Fが請求人に対し、当該顧客との対応に関するHへの具体的な報告を指示していたことから、上記請求人の主張する出来事があったと認められる。

ウ 小括

そうすると、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当するが、顧客から特に対応を求められたりすることはなく、会社に与えた損害等もなかったことから、その総合評価は「弱」と判断する。

(9) 上司が替わったとの主張について

平成26年度人事異動により、D課の課長がHに替わっており、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「上司が替わった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するが、請求人と上司との関係に特段の問題は生じていないことから、その総合評価は「弱」と判断する。

(10) ところで、請求人は、上記主張のほか、平成26年5月の連休中、Fから50人分のはがきを書いて投函するよう業務命令があったなどと主張しているところ、SNSのログによれば、Fが請求人に対して、同月2日の深夜に当該指示をしたことが認められる。請求人はこれにより、同日以降、自宅で多人数の顧客への連絡やはがきの送付等の業務に従事しており、請求人にとって相当程度の心理的負荷があったと認められる。しかしながら、同出来事は、本件疾病の発病後のことであるから、心理的負荷の評価対象外である。

(11) そうすると、業務による心理的負荷をもたらす出来事としては、その総合評

価が「中」となる出来事が2つ、「弱」となる出来事が4つ認められるところであるが、請求人が人格や人間性を否定される嫌がらせを受けたことはなく、ノルマが達成できない場合にもペナルティはなかったことに照らし、強い心理的負荷があったとは認め難いことから、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるということとはできない。

(12) 請求人の業務以外の心理的負荷及び个体側要因については、特記すべき事項は認められない。

4 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。

令和2年3月9日